

2023 年度
関西国際空港島に立地していることが
必要な電源の調整力契約書
【標準契約書】

関西電力送配電株式会社

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）とは、２０２２年９月１日に乙が公表した２０２２年度関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、甲が乙の供給区域である関西国際空港島（以下「関空島」という。）における停電解消および停電解消後の周波数調整ならびに乙の供給区域における厳気象時の需給バランス調整等のための調整力を乙に提供することについて、次のとおり契約する。

（関空島電源調整力）

第１条 甲は、乙が関空島における停電解消および停電解消後の周波数調整ならびに厳気象時の需給バランス調整等の実施および広域的な需給バランス調整等に寄与するために、乙の指令に応じ、別紙１（契約電源等一覧表）の発電設備（以下「契約電源」という。）により生じた調整力を用いて、関空島電源調整力を乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約電源は、２０２２年７月１日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）１５（供給および契約の単位）（４）に規定する「調整電源」に該当するものとする。なお、約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。

２ この契約において、関空島電源調整力の提供とは、次のものをいう。

- （１） 甲が、常時、第５条に規定する発電設備において、契約電源のうち、同条に規定する契約電力を、乙の指令に従い運転可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。
- （２） 甲が、乙の指令に応じ、契約電源を契約電力の範囲内で運転すること。
- （３） 契約電源の発電出力を募集要綱に記載の周波数調整機能等を使用し、増減させること。
- （４） 関空島が停電した場合、乙の電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動を行なうこと（以下、「ブラックスタート」という）。

なお、ブラックスタート機能の維持および管理は甲の責任において行なうこととする。

（発電計画の提出）

第２条 甲は、原則として発電所ごとに契約電源のバランシンググループの発電計画値（以下「ＢＧ最経済計画値」という。）を、電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。ただし、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電等計画値、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

第3条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約電源に関し、乙との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点および管理補修は、契約電源に関し、乙との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約の定めに準ずるものとする。

(契約電源等名、所在地、受電地点特定番号、定格出力、契約電力、電圧)

第5条 契約電源等名、号機、所在地、受電地点特定番号、定格出力、契約電力および電圧は別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源について、募集要綱に記載の設備に関する要件（募集要綱第5章2（1）に限らない。）を満たしていることを確約する。

(需給運用への参加)

第7条 乙は、調整力の提供を必要とする時間の1時間前に、甲に対し、調整力の提供を求めることができるものとする。なお、第20条に定める調整力提供期間において、12回を限度とする。ただし、乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合は、回数に含めないものとする。

2 甲は、乙が調整力の提供を求めた場合は、公衆安全確保等の特別な事情があると乙が認める場合を除いて、これに応じるものとする。

3 乙は、前項の場合も、約款にもとづく甲のbalancingグループの計画値に制約を設けないものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源について次の各号の運用要件を満たすことを確約する。なお、乙の電力系統において契約電源に係る制約が生じ契約電源の出力抑制が必要となった場合は、乙はすみやかに甲に制約の内容について連絡するものとし、甲は約款にもとづくBG最経済計画値をすみやかに制約に応じたものに変更するものとする。なお、乙はこれに必要な協力をするものとする。

(1) 乙の指令に応じて、乙の指令から1時間以内に、契約電力まで出力増が可能であること。

(2) 乙の指令に従った運転および待機が可能であること。

- (3) 乙の指令がブラックスタートの実施を伴わない指令の場合は、乙の指令に応じた出力増をした時刻から、原則、3時間にわたり運転継続が可能であること。乙の指令がブラックスタートの実施を伴う指令の場合は、乙の指令に応じた出力増をした時刻から、長期間にわたり運転継続が可能であること。また、乙から復帰指令を行った場合は、その指令に応じること。
 - (4) 契約電源や周波数調整機能等に不具合が生じた場合、すみやかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (5) 契約電源や周波数調整機能等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
 - (6) (2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、関空島電源調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
 - (7) 契約電源を所有する発電事業者には、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守すること。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

（起動回数）

- 第9条 乙からの起動指令にもとづく起動操作の回数（以下「起動回数」という。）は、甲の発電機が最後に停止した時間から起動までの時間（以下「停止時間」という。）に応じた範囲を、あらかじめ甲と乙の合意のもと設定し、その範囲ごとに実際に起動を行なった回数からBG最経済計画値にて計画される起動回数を減じた値とする。
- 2 前項により算定された起動回数については、原則として翌々月10日までに、乙から甲へ通知するものとする。

（計量）

- 第10条 契約電源から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として発電機ごとに取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量した電力量の合計値とする。ただし、発電機ごとに計量することができない場合の、別途甲乙の協議により実績電力量を決定するものとする。
- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途実績電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令等により、本契約にもとづき取り付けした計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、甲は取替工事に要した実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約電源に対する乙の指令の受信および契約電源の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 発電所構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 上記(1)、(2)以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

～簡易指令システムを用いたオンライン指令で制御するための設備については、下記のとおり置き換える～

(1) 甲の簡易指令システム用送受信装置から最寄りの通信事業所等までの間の通信線および通信装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 上記(1)以外の通信線および通信装置等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。

～ここまで～

(調整電力量の算定)

第13条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約電源ごとに30分ごとの実績電力量からゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給1時間前）のことをいう。）時点における30分ごとのBG最経済計画値による電力量を減じた値を30分値と定義した上で、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとする。なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ応動電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌々月10日までに、乙から甲へ通知するものとする。

(料金の算定期間)

第14条 甲または乙が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間（以下「料金算定期間」という。）とする。

(料金の算定)

第15条 本契約における料金は次のとおり算定する。なお、本条各号の料金の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(1) 関空島電源調整力契約電力料金

各料金算定期間の関空島電源調整力契約電力料金は、契約電源等ごとに別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金とする。

なお、第21条、第22条、第25条もしくはその他事由により、契約期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(2) 上げ調整電力量料金

第13条により算定された「上げ調整電力量」に、第18条の甲の申出単価を乗じて算定された調整費用の料金算定期間の合計金額とする。

具体的には、30分ごとに、BG最経済計画値を基準として、実績電力量までの上げ調整電力量に対し、第18条において定めた、各契約電源等の出力帯ごとに、それぞれ出力帯に対応する申出単価を乗じた積分値を、当該30分における調整費用とし、料金算定期間に亘って合計する。

ただし、甲の申出単価については、応札時の上限電力量価格（以下「上限電力量単価」という。）を上限として、調整費用を算定することとする。

(3) 下げ調整電力量料金

第13条により算定された「下げ応動電力量」に、インバランス単価（託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき当社が算定、公表するものをいう。）を乗じて算定された調整費用の料金算定期間の合計金額とする。

具体的には、30分ごとに、BG最経済計画値を基準として、実績電力量までの下げ調整電力量に対し、インバランス単価を乗じた値を当該30分における調整費用とし、料金算定期間に亘って合計する。

(4) 起動費

第9条により設定される停止時間の範囲ごとに、「起動回数」に第18条の甲の申出単価を乗じて費用を算定し、そのすべての範囲の料金算定期間の合計金額とする。

(5) ブラックスタート機能維持費

別紙4（ブラックスタート機能維持費一覧表）の通り（ただし、契約が終了する場合は、契約期間の最終月とし、月末以外の日で契約が終了する場合については、契約終了日までの日割り計算を行なう）の料金とする。

なお、ブラックスタートの実施に係る費用（起動時の所内電力量増分費用、他発電所への所内電力の供給に係る費用など）については、別途甲乙の協議により定めるものとする。

(6) ペナルティ料金

ペナルティ料金は、第16条で定める契約電力未達時割戻料金および第17条で定める停止割戻料金を料金算定期間にわたり合計した金額とする。

なお、年間のペナルティ料金の合計は、年間料金を上限とするものとする。

(契約電力未達時割戻料金)

第16条 契約電源において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検、契約電源の需要減等の事由により、乙からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（乙が甲に対してブラックスタートを伴わない指令を行った場合で運転継続時間が3時間以上の場合は、はじめの3時間とする。ただし、乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合は、当該指令時間とする。）中において、関空島電源調整力の一部でも乙に提供できなかった30分単位のコマ（乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合で、甲の実績が乙の指令に追従できていないことが判明した場合は、当該30分単位のコマ含む。）（以下「30分単位の当該コマ」という。）に対し、第2項のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定する。ただし、停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達時割戻料金の対象としないことができるものとする。なお、契約電力未達時割戻料金の対象判定（関空島電源調整力契約電力未達と判定される30分単位のコマ数（以下「契約電力未達コマ数」という。）の算定）については、30分単位のコマごとに行なうものとする。

2 契約電力未達時割戻料金については、料金算定期間ごとに以下の式にて算定するものとする。

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \frac{\text{別紙2に定める年間料金}}{\text{契約電力未達コマ数合計}} \times 1.5$$
$$\text{発動回数} \times 6 + \text{ブラックスタート指令実績コマ数}$$

3 第2項における発動回数は運用要件に定める最低発動回数の12回とする。

4 契約電力未達コマ数は、料金算定期間ごとに以下の算定式で求める。

$$\text{契約電力未達コマ数} = \text{30分単位の当該コマ数} \times \text{一部未達割合}$$

5 一部未達割合は、以下の算定式で求める。

$$\text{一部未達割合} = \frac{\text{関空島電源調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2 - \text{当該コマにおける実績調整電力量}}{\text{関空島電源調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2}$$

- 6 当該コマにおける実績調整電力量は、第13条により算定された調整電力量とする。
- 7 第6項における算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなし、算定結果が1を超える場合は1とみなす。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。

(停止割戻料金)

第17条 乙の指令の有無に関わらず、契約電源において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、停止を生じた日数(第16条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。)について停止割戻料金を第2項のとおり算定する。

なお、1日のうち、24時間に満たない停止が発生した場合においても、停止日数1日として算定するものとする。

ただし、甲が、別途代替電源等を用いて関空島電源調整力を提供し、乙が停止の対象としないと認めた場合、ならびに停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議により合意した期間については、停止の対象としないことができるものとする。

また、乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合で、甲の実績が乙の指令に追従できていないことが判明した場合は、乙の責とならない事由による停止とみなす。

- 2 契約電源等ごとの停止割戻料金については、料金算定期間ごとに以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{停止日数}}{365} \times \text{別紙2に定める年間料金}$$

- 3 第1項の停止において、甲が関空島電源調整力契約電力の一部(以下「一部供出電力(申出)」という。)を乙に提供することを事前に申し出、乙がそれを認めた場合、第1項の停止日数を以下の式にて修正したうえで合計するものとする。

修正後の停止日数

= 修正前の停止日数

$\times \frac{\text{関空島電源調整力契約電力} - \text{一部供出電力(申出)}}{\text{関空島電源調整力契約電力}}$

(電力量料金および起動費に係る単価の提出)

第18条 第16条の(2)および(4)について、甲は乙に対し、土曜日から翌週金曜日(以下「適用期間」という。)までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日(当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。)の14時までに需給調整市場システムに登録するものとする。なお、V1は別紙3(上げ調整電力量に係る単価)の上限電力量単価を上限とする。なお、甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、提供期間以前に、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した単価(以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合は需給調整市場システムに再登録するものとする。)を適用するものとする。

2 甲は、前項にもとづき単価登録した後、乙が指令する時間帯の始期の6時間前までの間、単価の変更を行うことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。

3 甲が、前二項にもとづき、単価の登録および変更を行なうに際し、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。

4 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、一切の責任を負うものとする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価(円/kWh)

V3：起動費算定に適用する単価(円/回、第9条により定める停止時間の範囲ごとに設定)

(料金等の支払い)

第19条 第15条により算定した料金については、原則として、乙(当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。)が料金等の通知のために発行する仕入明細書、仕入明細書(対価の返還)および適格請求書を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等として甲に通知する。なお、乙(当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。)が発行する適格請求書等で、適格請求書等区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなし、以下のとおり支払いを行なうものとする。ただし、請求書の送付が通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延長するものとする。

2 乙は第15条にもとづく関空島電源調整力契約電力料金を当該料金算定期間の翌月15日までに甲へ通知するものとする。甲は、第15条にもとづく関空島電源調整力契約電力料金を通知日の翌日から起算して6日以内に乙に請求し、乙は、同

月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。

- 3 乙は第15条にもとづく上げ調整電力量料金、下げ調整電力量料金、起動費、ブラックスタート機能維持費およびペナルティ料金を当該料金算定期間の翌々月15日までに甲へ通知するものとする。甲または乙は、第15条にもとづく上げ調整電力量料金、下げ調整電力量料金、起動費、ブラックスタート機能維持費およびペナルティ料金を、通知日の翌日から起算して6日以内に相手方に請求し、当該相手方は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。
- 4 第2項および第3項の支払いがそれぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方に支払うものとする。
- 5 第15条により算定した料金が不適当と認められる場合は、甲乙で協議のうえ、金額の再算定を行なうものとする。なお、料金の再算定は、第28条に定める請求書発行区分ごとに、月単位で行い、再算定後の料金と既精算料金との差額を確認する。再算定の結果、適切な金額と既支払金額との間に差額が発生した場合は、次の料金支払いに合わせて乙が請求書発行区分ごとに、月単位で適格請求書等を再発行し、精算するものとする。
- 6 乙は、第15条にもとづくペナルティ料金および下げ調整電力量料金が生じた場合、甲に対して有するペナルティ料金および下げ調整電力量料金に関する債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺することができるものとし、相殺する場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。

（関空島電源調整力の提供期間および契約の有効期間）

第20条 本契約にもとづく甲から乙への関空島電源調整力の提供期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。

- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第21条 甲乙いずれか一方が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第22条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 本契約にもとづく甲の関空島電源調整力の提供に必要となる、電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなったときには、乙は、本契約をただちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第23条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第24条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第25条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力

団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合

- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

（損害賠償）

第26条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

（事業税相当額および収入割相当額）

第27条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

- 2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙が甲に支払う場合

関空島電源調整力契約電力料金、上げ調整電力量料金、起動費およびブラックスタート機能維持費支払い時に収入割相当額(料金に収入割に相当する率/(1－収入割に相当する率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

- (2) 甲が乙に支払う場合

ペナルティ料金、下げ調整電力量料金および起動費支払い時に事業税相当額(料金に事業税率/(1－事業税率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

(消費税等相当額)

第28条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 本契約にもとづく料金の算定において第15条に定める料金にそれぞれ消費税相当額を加算するものとする。

3 消費税相当額の計算にあたっては、第15条により算定した料金に第27条第2項(1)に定める収入割相当額または第27条第2項(2)に定める事業税相当額を加算し、以下の消費税等相当額に関する算定区分(以下、「請求書発行区分」という)ごとに合算した金額を課税標準とする。

(1) 乙が甲に支払う料金(仕入明細書)

関空島電源調整力契約電力料金、上げ調整電力量料金、ブラックスタート機能維持費、起動費(第15条(4)にもとづき算定される金額が正の場合)の合計額

(2) 甲が乙に支払う料金(仕入明細書における対価の返還)

ペナルティ料金

(3) 甲が乙に支払う料金(適格請求書)

下げ調整電力量料金、起動費(第15条(4)にもとづき算定される金額が負の場合)の合計額

(単位および端数処理)

第29条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

(1) 発電等出力の増減電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(2) 料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。第27条で定める収入割相当額、事業税相当額および第28条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、収入割相当額、事業税相当額および消費税等相当額が課される金額ならびに消費税等相当額、収入割相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第30条 本契約に定めのない契約電源等の運用に関する細目事項については、別途、甲乙

の協議を踏まえ、当該発電設備を所有する発電者と乙との間で運用申合書等を作成し定めることができるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第31条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第32条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合
- (3) 調整力の広域的な運用のために、乙が他の一般送配電事業者に提示する場合
- (4) 第50回制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)における情報公表に関する整理事項に基づく必要な措置として乙のウェブサイトにて公開する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、関空島電源調整力(kWh)契約書、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等(以下「本契約等」という。)によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，契約締結の証として，本書２通を作成し，記名押印のうえ甲，乙それぞれ１通を保有する。

□□□□年□□月□□日

（住所）〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
甲 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

（住所）大阪府大阪市北区中之島３丁目６番１６号
乙 関西電力送配電株式会社 代表取締役社長 土井 義宏

別紙 1 . 契約電源等一覧表

契約電源等名	所在地	受電地点特定番号	号機	定格出力 (kW)	契約電力 (kW)	電圧 (kV)
××発電所	〇〇県〇〇市××		1号機	〇〇	〇〇	275
			2号機	〇〇	〇〇	275
			3号機	〇〇	〇〇	275
			4号機	〇〇	〇〇	275

別紙 2. 月間料金一覧表

契約電源等名	号機	契約電力 (kW)	年間料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
××発電所	1号機					
	2号機					
	3号機					
	4号機					

別紙 3. 上げ調整電力量に係る単価

適用期間
本契約の有効期間

契約電源等名	契約電力 (kW)	上限電力量単価 (円／kWh)

別紙４．ブラックスタート機能維持費一覧表

契約電源等名	号機	年間料金 (円)	月間料金 (４月～２月) (円)	月間料金 (３月) (円)	その他
××発電所	○号機				
	○号機				